



Club de la Galette des Rois

会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、クラブ・ドゥ・ラ・ガレット・デ・ロワ「Club de la Galette des Rois」と称する。

第2条 本会は、所在地を「ラトリエ・ド・シマ」内とする。

(2) 本会の事務を処理するため、事務局を「東京都新宿区三栄町21」に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、ガレット・デ・ロワを始めとする正統派伝統菓子の振興に関連する事業の推進、普及に努め、営利を目的とした収益事業を行ってはいけない。また多彩な伝統菓子と文化を楽しむ精神をもって、発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) フランス伝統菓子の振興に関する勉強会、講習会、コンクール等イベントの開催
- (2) 若手育成のための事業の推進
- (3) 関係官公庁及び関係団体との連絡提携に関すること
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業の推進

第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、次の通りとする。

(1) 正会員（シェフ会員・プロフェッショナル会員）

本会の目的に賛同する職人及び製菓・製パンに携わっている者のみが会員資格者となる。

(2) 賛助会員(法人)

本会の目的に賛同する法人が賛助会員になることができる。

(3) 学校会員

本会の目的に賛同する学校法人が学校会員になることができる。

(4) スーチアン会員

本会の目的に賛同する個人がスーチアン会員になることができる。

(会費)

第6条 本会の会員は、次の会費を納入しなければならない。

- | | | | |
|-------------|--------------|-----|---------|
| (1) 正会員 | ・シェフ会員 | 年会費 | 10,000円 |
| | ・プロフェッショナル会員 | 年会費 | 5,000円 |
| (2) 賛助会員 | | 年会費 | 50,000円 |
| (3) 学校会員 | | 年会費 | 30,000円 |
| (4) スーチアン会員 | | 年会費 | 3,000円 |

(退会)

- 第7条 会員は原則として、事務局への退会届の提出により、いつでも退会することができる。なお、本会の在続期間中途中で退会する場合でも、会費の返還は行わないものとする。
- (2) 会則に違反したり、年会費の納入が1年以上滞る場合は、理事会の承認を経て会員資格を取り消し、退会させることができる。

第4章 役員・理事

(役員の内訳)

第8条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 監査役 3名 (外部1名)
- (4) **理事 30名以内**

(役員の内訳)

第9条

- (1) 会長は、理事の中から理事会が推薦し、総会において承認する。
- (2) 副会長は、理事の中から理事会が推薦し、総会において承認する。
- (3) 理事は、正会員の中から理事会が推薦し、総会において承認する。
- (4) 監査役は、理事の名から理事会が推薦し、総会において承認する。ただし、協会外より1名の部外監査役を理事会が推薦し、総会において承認する。

(役員の内訳)

第10条 会長は、本会を代表する。

- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に不在のときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を組織し会務を執行する。年間を通じて、理事会及びイベントへの協力、参加をする。
- (4) 監査役は、担当理事2名、部外監査役1名の3名を置き、業務並びに会計経理を監査する。ただし、会計事務や金銭の出納等の実務は、外部に委託することができる。

(役員の内訳)

第11条 役員の内訳は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- (2) 役員は、理事会及びイベントに年間3分の1以上の参加をしなければならない。
- (3) 役員に欠員を生じ、会長が補欠を必要と認めるときは、補欠専任を行う。補欠により選出された役員の内訳は、前任者の残任期間とする。
- (4) 会長、副会長は、内訳を2期までとする。

(アミティエ)

第12条 本会にアミティエをおくことができる。

- (2) アミティエは、本会の理事を退任し、運営に功労顕著の者として理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

第5章 事務局・会計

(事務局・会計の内訳)

第13条 本会に事務局1名、会計1名をおく。また理事会は、本会を代表して業務を委託するものとする。

- (2) 事務局は、理事が推薦し、理事会において承認する。
- (3) 会計担当は、理事が推薦し、理事会において承認する。

(事務局・会計の職務)

第14条 理事会は次の業務を事務局・会計担当に委託する。

- (2) 事務局は、会運営の事務局を統括する。
- (3) 会計は、会運営の会計事務や金銭の出納等の実務を執行する。

第6章 会議

(会議)

第15条 本会の会議は、総会、臨時総会、理事会とする。

(総会)

第16条 総会は、毎年1回会計年度終了後3か月以内に召集する。

- (2) 臨時総会は、必要なときは理事会の決議を経て召集する。

(召集)

第17条 総会は、会長が召集する。

- (2) 総会の招集は、開会の日から15日前に正会員に対して議会の目的である事項、日時および場所を示し、召集の通知をしなければならない。

(定足数及び議決)

第18条 総会は、正会員、賛助会員の5分の1以上の出席者がなければ、開催することができない。

- (2) 総会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長が決する。
- (3) 総会に出席できないときは、あらかじめ通知された議案について、委任状により議決権を行使することができる。

(総会の権能)

第19条 総会には、次の事項を付議する。

- (1) 事業報告および収支決算に関する事項
- (2) 事業計画および収支決算に関する事項
- (3) その他本会の運営に関する事項

(理事会の招集)

第20条 理事会は会長が召集する。

(定足及び議決)

第21条 理事会は、理事総数の3分の1以上の出席者がなければ開催することができない。

- (2) 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって議決し、可否同数のときは議長が決する。

(理事会の権能)

第22条 理事会は、次の事項を付議する。

- (1) 総会の招集及び総会に付議する事項
- (2) 事業の執行及び会務運営に関する事項
- (3) 会員から提起された事項

(支部)

第23条 本会の目的を達成するために、本会に地方支部を設けることができる。

- (2) 支部長は理事を兼任する。

第7章 会計

(経費)

第24条 この会の事業に要する経費はイベント、講習会における経費や事務局経費、外部委託費等である。そして、それは次の各号をもって充てるものとする。

- (1) 会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) その他の収入

(会費の額)

第25条 本会の年会費の額については、総会の議決により別に定める。

(決算)

第26条 収支決算は、経理担当がその事業年度の収支報告書を作成し、監査役の監査を経て理事会、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

第8章 会則の変更並びに解散

(会則の変更)

第28条 この会則は総会において出席者の3分の2以上の議決を経なければ変更できない。

(解散)

第29条 本会の運営、継続または目的達成が事実上困難になった場合、解散することができる。

- (2) 本会の解散は、理事会で3分の2以上の賛成による議決を経て、かつ総会において3分の2以上の賛成を得なければならない。

(残余財産の処分)

第30条 本会の解散に伴う残余財産は、理事会での3分の2以上の賛成を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

附則

平成28年5月23日総会にて制定

本会則は、平成28年6月1日より施行する。

本会則は、平成29年5月15日に一部改正の上、施行する。(改訂)

所在地 〒102-0083 東京都千代田区麹町 3-12-3 トウガ麹町ビル 1F
ラトリエ・ド・シマ

事務局 〒160-0008 東京都新宿区三栄町 21 内